

船橋市前渡資金管理状況検査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市予算会計規則（平成26年3月31日規則第59号）第65条第2項に掲げる前渡資金管理状況に係る検査を適正かつ公平に執行し、適切な前渡資金の管理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(検査の時期等の調整)

第2条 会計管理者は、検査時期等について検査先所属長と事前に調整することができる。

(検査の方法)

第3条 会計管理者は、検査を前渡資金管理状況検査調書（第1号様式）に基づいて行うものとする。

(検査後の結果通知)

第4条 会計管理者は、検査後の結果通知を前渡資金管理状況検査結果通知書（第2号様式）によって行うものとする。

(経過記録)

第5条 会計管理者は、当該所属長から指摘事項改善の完了について通知があった場合は、前渡資金管理状況検査調書に適宜記録しなければならない。

附 則

この要領は、平成20年12月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(第1号様式)

前渡資金管理状況検査調書

1. 検査所属() 2. 検査日 平成 年 月 日() 3. 検査員

(1) 前渡資金受払簿

検査事項	判定	指摘事項
(イ) 通帳と残高が一致しているか。		
(ロ) 記載事項は適正か。		
(ハ) 保管は適正か。		

(2) 通帳及び印鑑

検査事項	判定	指摘事項
(イ) 保管は厳重か。		
(ロ) 通帳及び印鑑は別に保管しているか。		
(ハ) 通帳及び印鑑を扱う担当者を限定しているか。		
(ニ) 決済用普通預金か。		
(ホ) 保管場所への出し入れは、部外者から見えないよう工夫しているか。		

(3) 現金

検査事項	判定	指摘事項
(イ) 保管は厳重か。		
(ロ) 実際に現金を扱う担当者を限定しているか。		
(ハ) 保管場所への出し入れは、部外者から見えないよう工夫しているか。		

2. 改善経過

--

(第2号様式)

平成 年 月 日

様

会 計 管 理 者

前渡資金管理状況検査結果通知書

平成 年 月 日実施の前渡資金管理状況検査の結果について下記のとおり通知
します。

記

- 1 指摘事項なし
- 2 指摘事項あり
(指摘事項)